

ヒューマンJournal

自由同和会中央本部機関紙

URL: <http://jiyuudouwakai.jp>
E-mail: liberal@jiyuudouwakai.jp

第231号

発行所 自由同和会中央本部
〒102 東京都千代田区
-0093 平河町2-3-2
TEL 03-5275-3641
FAX 03-5275-3642
編集発行人 平河 秀樹
発行日 年4回(6・9・12・3月)
定価 1部500円(送料別)
年間2,000円(送料込)
振込 三菱東京UFJ銀行麹町中央支店
(普) 0366528
口座名 自由同和会中央本部事務局
平河秀樹

令和元年度定期中央省庁要請行動と 幹部研修会を開催

中央本部(会長 川上高幸)では、11月19日、午前11時から定期中央省庁要請行動を、午後2時からは自由民主党本部の9F901会議室に全国から160名余りを集め、令和元年度の幹部研修会を開催した。

幹部研修会では司会を新井由美子・中央本部女性部長が務め、開会のあいさつを上田藤兵衛・中央本部副会長が行った。

主催者代表あいさつで川上高幸・



幹部研修会であいさつする川上・会長

幹部研修会を開催

中央本部会長は、「部落差別解消法案」の成立で、地方公共団体へ条例を求めている活動をしている団体があるが、私ども自由同和会は第33回の全国大会で反対の決議を行っていることを踏まえ、法律では部落差別の実態調査であり、部落の実態調査ではないことから、同和地区の再指定と同和関係者と同和関係者以外の人を選別する、平成5年に国が実施した生活実態調査のような調査には断固反対してほしいと指示された。

来賓のあいさつでは、自由民主党を代表して稲田朋美・幹事長代行、門 博文・国土交通省大臣政務官(一社) LGBT理解増進会の繁内幸治・代表理事の3名から激励をいただいた。

祝電を披露し、シンポジウムに移り、幹部研修会では市井の人の差別感に焦点を当てた「いわゆる『解放令』以降も部落差別が続いている要因は何か」―江戸時代、明治時代、昭和時代の戦前と戦後、同和对策関連法後から現在までの差別意識の変遷について―とし、パネリストに関西大学の石元清英・名誉教授と京都産業大学の灘本昌久・文化学部教授、コーディネーターを中央本部の平河秀樹・

今号の内容	
要請行動と幹部研修会	1P
稲田・幹事長代行への要望書	2P
シンポジウムと祝電	3P
定期中央省庁要請行動	4P
都府県関係	5P
灘本昌久さんの新連載1話	6P



シンポジウム 左より平河・局長 石元さん 灘本さん

事務局長が務め、議論を行った。閉会のあいさつを、野口賢二・中央本部副会長が行い、閉会した。

今回の幹部研修会も、開会から閉会までのすべての内容を開示するため YouTube にて公開した。

自由民主党・幹事長代行
衆議院議員 稲田 朋美 様

同和問題の早期完全解決にむけた要望書

貴台におかれましては、平素より同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の早期完全解決を図るために、各種施策を講じていただき厚く感謝を申し上げます。

さて、33年間に渡り続けられてきました同和対策の特別措置法が平成14年3月に失効しましたが、再び、同和問題に特化した「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月に成立しました。

地方公共団体では、差別事象が減少してきていることから、施策の見直しや廃止など、同和対策の終結に向けた取り組みが始まっていますが、同和問題は解決の過程にあるものの完全に解決された状態ではなく、今回の「法」の成立はこのような取り組みに歯止めを掛けるものであると期待しています。

私どもは、この法律を拡大解釈することなく有効活用することで完全解決に繋げていきたいと思いますが、この「部落差別の解消の推進に関する法律」、「ヘイトスピーチ解消法」、次期国会へ提出される予定の「LGBT理解増進法案」、いずれの法律にも人権が侵害された場合の被害者の実効性のある救済措置は明記されておらず、平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」では既存の機関を活用するとされており、また、「男女共同参画基本法」の条文には、人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じるようとの記載がありますが、「人権擁護法案」や「人権委員会設置法案」が廃案になったことで実現には至っていません。

一方、国連の規約人権委員会、女子差別撤廃委員会、人種差別撤廃委員会などからも、国内人権機構の設置が幾度も勧告が出されていますし、平成29年7月に人種差別撤廃委員会へ提出された政府の第10回・11回の報告に対しても、平成30年8月に審査があり、その結果の総括所見が同月に採択されましたが、同じ内容の勧告がされました。

この総括所見の勧告に対して政府は本年9月に、「人権救済制度の在り方については、これまでなされてきた議論の状況をも踏まえ、引き続き適切に検討している。なお、従前から、人権擁護に携わる行政機関として法務省に人権擁護局が設けられており、その下部機関として、法務局人権擁護部（全国8箇所）、地方法務局人権擁護課（全国42箇所）及びこれらの支局（全国261箇所）が設けられている。さらに、法務省では、全国で約14,000人の法務大臣が委嘱した民間ボランティアである人権擁護委員と協力して、人権啓発活動、人権相談及び人権侵犯事件の調査救済といった人権擁護活動を行っている」とコメントを提出しているが、法律でもない訓令の「人権侵犯事件調査処理規定」を持ち出しての苦しい言い訳をしています。

また、平成26年1月に批准書を寄託したことで同年2月19日から「障害者権利条約」の効力が発生していますが、この条約にも「条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための国内機構を設置する」条項があり、他の条約と同じように実施状況の国連への報告義務があります。

第1回の報告を平成28年6月に提出されていますが、この報告に対する国連の委員会からの総括所見でも同じような勧告が出されることが予想されます。

これらのことを勘案すれば、パリ原則に準じた簡易・迅速・柔軟に人権救済を図る目的の国家行政組織法の第3条委員会としての「人権委員会」の設置を中心とする、平成14年の第154回国会に閣法として提出された「人権擁護法案」を大胆に見直し、一日も早い成立を図り、国内人権機構としての「人権委員会」が設置されますようご尽力を賜りたくお願い申し上げます。

令和元年11月19日

自由同和会中央本部
会長 川上高幸

幹部研修会での

シンポジウム

今回のシンポジウムは、同和問題は解決の方途にあるものの、未だに完全解決に至っていないのは市民の差別感と教育・啓発の内容に乖離があるのではとの問題意識から、時代によって市民の差別意識が変遷してきていることを確認し、現状の市民の差別感を払拭する教育・啓発の内容にすることが不可欠とした。

シンポジウムのテーマは、「いわゆる『解放令』以降も部落差別が続いている要因は何か——江戸時代、明治時代、大正時代、昭和時代の戦前と戦後、同和对策関連法後から現在までの差別意識の変遷について——として。

パネリストに、
関西大学名誉教授

石元 清秀
京都産業大学文化学部教授
灘本 昌久

コーディネーターを、
自由同和会中央本部事務局長
平河 秀樹

1. 中世賤民に対する差別意識はどのようなものがあったのでしょうか。
2. 江戸時代の初期、中期、後期で差別意識は変わったのでしょうか。
3. 明治4年にいわゆる「解放令」

が出された以降、近代化に向かう中で差別意識に変化はあったのでしょうか。

また、いわゆる「解放令」は、部落の内外でどのように捉えられたのでしょうか。

4. 大正時代になり、民主化が進む中で、全国水平社が結成されたが、全国水平社に対する国民の意識と結成に伴い差別意識に変化はあったのでしょうか。
5. 昭和に入り、全国水平社が活発に活動するなかで、差別意識に変化があったのでしょうか。
6. 戦後、様々な団体が結成され、活動が活発化する中で、同和对策特別措置法が成立し、差別解消に行政が本格的に取り組みを始めるが、差別意識に変化は生じたのでしょうか。
7. 同和对策関連法が失効してから、「部落差別解消法」が成立する間に、差別意識に変化を生じたのでしょうか。
8. 「部落差別解消法」が成立してから3年になります、何か変化はあったのでしょうか。

まとめ

「解放令」以降、部落産業や就労が不安定になり、松方デフレで更に貧困に拍車がかかる。民主化が進み見合い結婚から恋愛結婚に移る中で結婚差別が生じてきた。

来賓

自由民主党 幹事長代行 稲田 朋美
国土交通省大臣政務官 門 博文
一般社団法人LGBT理解増進会
代表理事 繁内 幸治

立ち寄られた国会議員

衆議院議員(本人出席のみ)
池田 佳隆(比東海)▽岡下 昌平(比近畿)神谷 昇(比近畿)▽木村 やよい(比近畿)▽左藤 章(大阪2)▽坂本 哲志(熊本3)▽繁本 護(比近畿)▽田中 英之(京都4)▽長尾 たかし(大阪14)

祝電

衆議院議員
安藤 裕▽石田 真敏▽大隈 和英▽大塚 高司▽神谷 昇▽木村 やよい▽左藤 章▽田中 英之▽とかしき なおみ▽長尾 たかし▽原田 憲治▽本田 太郎
参議院議員
二之湯 智▽松川 るい

大阪府関係

知事 吉村 洋文▽自由民主党・無所属大阪府議会議員団幹事長 杉本 太平
大阪市長 松井 一郎▽堺市長 永藤 英樹▽吹田市長 後藤 圭二▽高石市長 阪口 伸六▽阪南市長 水野 謙二▽藤井寺市長 岡田 一樹▽泉大津市長 南出 賢一▽柏原市長 富宅 正浩▽摂津市長 森山 一正▽河内長野市長 島田 智明▽泉南市長 竹中 勇人▽東大阪市長 野田 義和▽交野市長 黒田 実▽羽曳野市長 北川 嗣雄▽四条畷市長 東 修平▽寝屋川市長 広瀬 慶輔▽大東市長 東坂 浩一▽門真市長 宮本 一孝▽和泉市長 辻 ひろみち▽守口市長 西端 勝樹▽松原市長 澤井 宏文▽八尾市長 大松 桂右▽大阪狭山市市長 古川 照人▽岸和田市長 永野 耕平▽島本町長 山田 紘平▽田尻町長 栗山 美政▽能勢町長 上森 一成▽河南町長 武田 勝玄▽岬町長 田代 堯▽太子町長 浅野 克己▽熊取町長

藤原 敏司▽忠岡町長 和田 吉衛▽千早赤阪村長 松本 昌親

京都府関係

京都府議会議員
荒巻 隆三▽井上 重典▽岸本 祐一▽近藤 永太郎▽菅谷 寛志▽田中 英夫▽二之湯 真土▽藤山 裕紀子▽宮下 友紀子
京都市長 門川 大作
市議会議員
富 きくお▽平山 たかお▽山本 恵一▽吉井 あきら

和歌山県関係

和歌山市長 尾花 正啓▽有田市長 望月 良男▽田辺市長 真砂 充敏▽海南市長 神出 政巳▽橋本市長 平木 哲朗▽紀の川市長 中村 慎司▽御坊市長 柏木 征夫▽岩出市長 中芝 正幸▽九度山町長 岡本 章▽湯浅町長 上山 章善▽美浜町長 敷内 美和子▽白浜町長 井澗 誠▽有田川町長 中山 正隆

愛知県関係

知事 大村 秀章▽県議会議員 石塚 アポロ▽あま市長 村上 浩司

福岡県関係

人権・同和对策局長 清水 智親

その他

全国隣保館連絡協議会 会長 川口 寿弘

定期中央省庁要請行動

中央本部(川上高幸 会長)では、11月19日午前11時から正午までの1時間、関係省である法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省の4省へ、同和問題の早期完全解決にむけた定期中央省庁要請行動を、各都府県本部から、1班に1名の総勢87名が4班に分かれて行った。

国会開催中公務多忙の中、要請行動の受け入れ態勢を整えられた各省の皆様には感謝を申し上げます。

なお、要望事項は、次号に掲載。

1班 法務省

班長 平河 秀樹 事務局長
副班長 天野二三男 総務委員長
記録係 平河 秀樹 事務局長

法務省の出席者

人権擁護局
総務課長 丸山 嘉代
調査救済課長 大橋 光典
人権啓発課長 土手 敏行
参事官 中島 行雄
局付 関口 奈々
補佐官 河野 順子
" 来間 健
" 杉田 達哉
" 清水 慶徳
" 板谷 秀継
専門官 青地 知頼
" 大谷 洋史
係長 畑中 政人
" 玉寄 江梨子

2班 国土交通省

班長 上田 藤兵衛 副会長
副班長 木村 仁産就委員長
記録係 山口 勝広 事務局次長

国土交通省の出席者

大臣官房
人事課 課長補佐 杉内 香織
係長 関 由麻
総務課 係長 倉信 二朗
総合政策局 安心生活政策課
企画調整官 原 佳大
課長補佐 杉野 友香
専門官 小高 崇
道路局 環境安全・防災課
企画専門官 山神 秀憲
住宅局 住宅総合整備課
課長補佐 鈴木 孝太
住環境整備室 室長 宿本 尚吾
企画専門官 石井 秀明

3班 文部科学省

班長 川上 高幸 会長
副班長 堀田 信美 教啓委員長
記録係 新井 裕美子 女性部長

文部科学省の出席者

総合教育政策局
男女共同参画 共生社会学習・安全課
課長補佐 片山 達也
共生社会学習企画係 係長 横畠 香菜美
初等中等教育局
児童生徒課 指導調査係
専門官 片桐 由紀子

総合教育政策局

教育人材政策課 教職員研修係 専門職 都甲 理文
教員免許企画室 免許係・評価係 係長 丹羽 雅也

高等教育局

学生・留学生課 奨学事業係 係員 渡辺 真澄
係員 川又 千佳

総合教育政策局

生涯学習推進課 生涯学習推進第一係 係長 川瀬 成彦
地域学習推進課 庶務係 係長 野角 豪

初等中等教育局

特別支援教育課 課長補佐 斎藤 更紗
大臣官房 文教施設企画・防災部 施設企画課 指導第一係 係長 谷口 奈津子

スポーツ庁

健康スポーツ課 障害者スポーツ振興室 障害者スポーツ係 係長 片山 真貴
大臣官房 人事課 任用班 任用三係 係長 玉城 直

初等中等教育局

児童生徒課 生徒指導室 いじめ対策支援第一・第二係 係員 渡邊 雄大

4班 厚生労働省

班長 野口 賢二 副会長
副班長 栗原 英明 人権委員長
記録係 上田 信輝 青年部長

厚生労働省の出席者

大臣官房
人事課 課長補佐 山崎 謙
研修補償係長 上田 勇起
国際労働・協力室 国際労働第一係 小川 遼
職業安定局 就業支援室 就業支援室 室長補佐 衛藤 象平
就労支援第二係 日江井 公希

雇用指導第二係

地域就労支援室 多様就労推進係 係長 附田 和太
地域就労支援室 係長 稲田 啓介
武田 裕理

社会・援護局

地域福祉課 係長 梁瀬 晃
障害保険福祉部 企画課 係長 太田 早紀
企画法令係 障害福祉課 相談支援係 原 一晃
雇用環境・均等局 雇用機会均等課 法規係 小川 陽平

子ども家庭局

家庭福祉課 石井 健太郎

都府県本部関係

岐阜県本部 (会長 橋本敏春) では、第38回総会を5月15日午後1時30分から、岐阜市内の「岐阜グランドホテル」に120名余りを集め開催した。

総会では、黒野共栄館の館長である橋本雅康 (元且格小学校校長) さんが、「人権教育 (同和教育) に関わってきて、今、感じていること」のテーマで基調講演をされた。

東京都本部 (会長 川上高幸) では、令和元年度大会を6月14日午後2時から、千代田区内の「憲政記念館」に500名余りを集め開催した。

大会では、京都産業大学文化学部教授の灘本昌久さんと、平河秀樹・中央本部事務局長が、「エタ村の歴史と身分制について」のテーマで対談を行った。

併せて、関東ブロックの大会も開催した。

福岡県本部 (会長 上田卓雄) では、第31回大会を6月30日午後1時30分から、北九州市内の「北九州ハイツ」に150名余りを集め開催した。

大会では、京都産業大学文化学部教授の灘本昌久さんが「近世政治起源説を問う」―エタ村の起源とその歴史―のテーマで記念講演をされた。併せて、九州ブロックの令和元年度研修大会も開催した。

大阪府本部 (会長 阪本孝義) では、第34回大会を7月7日午後1時から、大阪市内の「シティプラザ大阪」に230名余りを集め開催した。

大会では、「部落差別を超えて」―取材ノートから―のテーマで、元朝日新聞論説委員の臼井敏男さんが講演をされた。

なお、阪本孝義会長が病氣療養中を理由に会長職を辞任され、新会長に畑中幸司副会長を承認した。

京都府本部 (会長 上田藤兵衛) では、第34回大会を7月12日午後2時から、京都市内の「京都ホテルオークラ」に280名を集め開催した。

千葉県本部 (会長 木村 仁) では、令和元年度大会を7月13日午後1時30分から、柏市内の「東葛テクノプラザ」に360名を集め開催した。

大会では、参議院議員で上智大学名誉教授の猪口邦子さんが「21世紀日本の人権と社会発展」―国際的観点から―のテーマで講演をされた。

佐賀県本部 (会長 野口賢二) では、第20回大会を8月28日午後1時から、佐賀市内の「グランデはぐくれ」に200名余りを集め開催した。

大会では、京都産業大学文化学部教授の灘本昌久さんが「近世政治起源説を問う」―エタ村の起源とその歴史―のテーマで記念講演をされた。

大分県本部 (会長 木村健次) では、8月25日午後1時から、別府市内の「別府国際コンベンションセンター」に80名余りを集め第4回大会を行った。

大会では、「近世政治起源説を問う」―エタ村の起源とその歴史―のテーマで京都産業大学文化学部教授の灘本昌久さんが記念講演をされた。

長崎県本部 (会長 栗原英明) では、9月28日午後1時より、佐世保市内の「労働福祉センター」に、100名余りを集め、令和元年度研修大会を開催した。

大会では、「人権尊重社会の実現に向けて」のテーマで、長崎県県民生活部人権・同対策課の指導主事である吉井隆司さんが記念講演をされた。

愛知県本部 (会長 堺 一) では、10月6日午前10時15分より、あま市内の「あま市人権ふれあいセンター」に、150名余りを集め、第25回研修大会を開催した。

大会では、岐阜県本部の橋本敏春会長が「部落問題の現状と課題」のテーマで記念講演をされた。

奈良県本部 (会長 渡辺佐智雄) では、令和元年度の研修大会を、11月3日午後1時30分より、橿原市内の「橿原ロイヤルホテル」に、100名余りを集め開催した。

大会では、元龍谷大学人権論講師

の松本城洲男さんが「音楽と人権」のテーマで、映像と演奏を取り入れた記念講演をされた。

なお、会長の渡辺佐智雄さんが、本年5月に永眠されたため、新会長に江藤貴之事務局長を承認した。

宮崎県本部 (会長 長友一馬) では、11月3日午後1時より、宮崎市内の「市民プラザ」に120名余りを集め、令和元年度研修大会を開催した。

大会では、南九州短期大学の名誉教授である佐保忠智さんが「私たちの日常生活から考える人権問題」のテーマで記念講演をされた。

佐賀県本部 (会長 野口賢二) では、第17回チャリティーゴルフ大会を、11月11日に江北町内の「花祭ゴルフ倶楽部」において、16組54名を集め開催した。

今回も、佐賀県視覚障害者団体連合会に10万円を寄附した。

神奈川県本部 (会長 天野二三男) では、第32回研修大会を11月17日午後1時から小田原市内の「おだわら市民交流センター」に100名余りを集め開催した。

大会では、京都産業大学文化学部教授の灘本昌久さんが「近世政治起源説を問う」―エタ村の起源とその歴史―のテーマで記念講演をされた。

謹賀新年

2020年 元旦

新しい部落史①―過去のものとなつた近世政治起源説

灘本 昌久

本連載は、この三、四〇年の間に大きく様変わりした部落史の見方について、わかりやすく解説しようというものである。このことは、単に新しい研究動向を知って物知りになるということではなく、部落差別解消のための活動のあり方を見直すことにつながるものである。

部落差別は、いつ頃どうして起こったか、そしてどのように現在にまでつながっているのか。それに対する答えが、かつての説明と、現在ではすっかり変わってしまった。西暦二〇〇〇年ごろまでの説明は、だいたい以下のようなものだった。江戸時代のはじめ（徳川家康が征夷大将軍になったのが、一六〇三年）に、士農工商という身分制度ができ、武士が農民を搾取する体制ができあがった。しかし、侍が百姓を一方的に搾り取るだけだと、一揆を起こされて体制が崩壊する。そこで、農民の武士への反抗のエネルギーをそらすために、身分制度の最下層に穢多・非人身分を人為的にこしらえた。このような考え方を、部落の「近世政治起源説」という。「近世」は、織田信長、豊臣秀吉、徳川家康が全国統一してから、江戸時代の終わりまでをさす。政治権力者による階級支配のための道具というわけである。よく、ピラミッド型

の身分制度の図を描いて、その下にさらに「穢多・非人」と書いたものだ。

しかし、現在、こうした説明をする部落史の研究者はほとんどいない。百人に一人いるかいけないか、いたとしたら、もぐりと言われかねない状況である。また、教科書でも以前は「近世政治起源説」一色であったが、今ではまったく書きかわってしまった。人権啓発の研修会などでも同様で、身分制のピラミッドを描いて、「この下に被差別身分を置きました」という説明は、うんと影をひそめてしまった。

そして、そうした近世政治起源説に代わって登場したのが、「中世起源説」である。「中世」は、歴史学上の区分で、平安時代の終わりの「院政期」から、鎌倉、室町時代を経て、戦国時代の終わりまでをさす。同和地区の元になる村は、この中世時代までさかのぼるといのが、研究者の一致した見方である。そうすると、従来の近世政治起源説より、百年、六〇〇年ぐらい早くから出てきていたということになる。同時に、中世に見られる被差別グループは、穢多身分につながる一列だけではなく、現在、一〇〇を越える被差別グループが知られている。こうした、各地に自然発生的にできた様々な中世賤民の諸グループを含めて差別の歴史を考えないと、歴史の真実には迫れないのである。

また、中世被差別グループの具体的な史料が多数発掘されてきたことに

より、従来の「如何に部落民が差別迫害されてきたか」ということの証拠探しばかりやっていた、いわば「暗黒の部落史」にも見直しが進み、差別があつたにせよ、その環境の中で、様々な職業に進出し、社会外の社会といわれる存在から、社会の中へ一歩ずつ足場を固め、一般社会の人々と関係を取り結んで、被差別グループに属しながらも、プライドを持った生き方を模索した当時の中世賤民の姿もわかるようになってきた。こうしたことは、ただただ差別迫害されるみじめで弱い存在としてのみ語られがちであった被差別グループの人たちの生き生きとした生活ぶりを明らかにすることにもつながっている。

後に述べる機会があると思うが、一九九七年に公開された宮崎駿監督の映画「もののけ姫」の登場人物は、多くがこの中世被差別民をモデルとしたもので、変わりつつあった部落史研究の最先端の成果を宮崎監督が意識的に取り入れたものである。

また、新しい部落史は、単に同和地区の期限を数百年さかのぼらせるだけではなく、その生活ぶりに関して従来から持たれていた「貧困」のイメージも大きく変更をせまるものである。「暗黒の部落史」が幅をきかせていた時代は、中世から近世にいたるあいだ、被差別部落は、一般社会から排除され、差別され、その結果、田畑を持つことも許されず、貧しい生活に甘んじていたように描かれがちであったが、現在の研究で

は、江戸時代の半ば以降、穢多村の経済は飛躍的発展をとげて、一般の百姓をしのぐ経済力を持ったことが明らかになってきている。

また、新しい部落史は、明治四年の「解放令」に関する評価も大幅に書き換えてきている。旧来の部落史では、「解放令」が出されたが、形式的、名目的な解放に過ぎず、実際には明治政府の無策で、同和地区の生活はかえって貧しくなり、またその貧しさ故に、差別の現実も江戸時代同様か、かえって強化されたという解釈がなされていた。しかし、明治になってからの同和地区の生活は、江戸時代の経済的発展の延長上で、決して貧しいわけではなく、明治になってからしばらくは、一般社会と肩を並べる発展をとげていたことも明かとなっている。同和地区の経済的基礎を破壊し、貧困のど底に突き落とされたのは、解放令より一〇年あとの「松方デフレ政策」だということがわかってきている。西南戦争の戦費を調達するために、明治政府が今でいう国債や、实体经济の裏付けのない不換紙幣の乱発を行ったが、その事後処理のためにデフレ政策を行わざるをえず、このことが部落の製造業を直撃し、長期の貧困におちいることになる。こうした、新しい部落のイメージ、部落史の様々な論点に付き、次回から詳しく見ていく。